

平成20年	4月	1日	制定
平成27年	4月	1日	改訂
平成28年	4月	1日	改訂
平成28年	10月	30日	改訂
平成31年	4月	1日	改訂
令和2年	4月	1日	改訂
令和3年	4月	1日	改訂
令和4年	1月	1日	改訂
令和4年	8月	19日	改訂
令和5年	2月	15日	改訂
令和6年	2月	22日	改訂
令和8年	2月	17日	改訂

岡山空港保安業務（警務・消防業務）処理要領

1 業務の目的

岡山空港消防隊を編成し、岡山空港及びその周辺における緊急事態に際して消火救難活動を行うこと及び空港内施設の安全を図ることを目的とする。

2 業務場所

岡山市北区日応寺地内 岡山空港及びその周辺

3 業務時間

毎日、6時30分から22時00分までとする。なお、空港運用時間が臨時延長された場合は、延長された運用時間の終了時間までとする。

4 業務従事者

(1) 岡山空港に常駐する業務従事者は、10名とする。

(2) 業務従事者については、次の要件を満たすこと。

- ア) 消防業務に関する知識を有すること。
- イ) 救急業務に関する知識を有すること。
- ウ) 警務業務に関する知識を有すること。
- エ) 航空法等関係法令に関する知識を有すること。
- オ) 大型自動車免許取得者を常時5名以上配置すること。
- カ) 大型牽引免許取得者を常時1名以上配置すること。
- キ) 業務従事者の3割以上が3年以上の空港消防経験者又は自治体消防経験者であること。
- ク) 消防車両（OSHKOSH社、ローゼンバウアー社製）の操作に習熟していること。

(3) 委託期間開始日の前日までに、委託業務従事者名簿（様式第1号）を岡山県岡山空港管理事務所（以下「管理事務所」という。）に提出すること。委託業務従事者に変更が生じた場合は、原則として、変更日の前日までに変更後のものを提出すること。
また、毎月の勤務予定表を前月最終日までに管理事務所に提出すること。

(4) 業務従事者は、管理事務所が交付する制限区域立入許可証（以下「許可証」という。）を常時掲出し、その取扱い等について、許可証裏面の注意事項に従うこと。

5 従事責任者の指定

業務従事者のうち1名を当日の責任者として定め、責任者は、勤務の開始及び終了時に、その旨を管理事務所に報告すること。

6 車両の使用

(1) 無償貸与する車両

① 空港用大型化学消防車	10, 500ℓ級	2台
② 空港用大型化学消防車	6, 100ℓ級	1台
③ 普通消防ポンプ車		1台
④ 救急医療用資器材搬送車（トレーラ部分含む）		1台
⑤ 救難車		1台

ア) 毎日業務開始時に、岡山県庁用自動車管理規程による運行前点検を行い、常時使用可能な状態にしておくこと。

イ) 使用後は、運転報告書により管理事務所に報告すること。

ウ) 車両に燃料給油する場合は、管理事務所に申し出てから行うこと。

また、消防車両の燃料タンクは、常に半分以上にしておくこと。

エ) 車両の故障等を発見した場合は、直ちに管理事務所に報告すること。

(2) 受託者が用意する車両等

8警務業務（1）及び（2）に掲げる巡回点検（航空機移動区域点検を除く）に使用する車両1台

なお、当該巡回点検等に使用する点検車両の稼働に伴う燃料費及び修繕費等は、受託者の負担とする。

7 消防業務

(1) 業務内容

ア) 出動警戒

空港における定期、臨時、チャーター及びダイバートの航空機の離着陸時に所定の場所に出動警戒にあたること。

イ) 緊急出動等

航空機の火災等緊急事態の発生、又はその恐れのある場合若しくは空港施設内及び空港周辺での火災や負傷者の発生に伴う救難活動の場合には、迅速かつ的確に消火救難活動を行うこと。また、その場合には、迅速に応援者の招集を行うこととし、自治体消防が到達するまでは、現場における消火救難活動の指揮を執ること。

なお、緊急事態の発生時等における出動の基準は、消防業務処理基準（別添資料1）によるものとし、航空機移動区域内に出動する場合の消防車両の経路等は、別添資料2①のとおりとする。

ウ) 空港施設及び空港周辺の把握

緊急事態発生時には、迅速に現場に到達できるように、最短経路及び貯水槽の位置等、空港施設等について十分に把握しておくこと。

エ) 出動等の対応

消防車の出動等については、迅速かつ的確に行えるよう、管理事務所と事前に十分な調整を行うこと。

(2) 管理及び点検

ア) 航空機災害発生等、緊急事態に際して迅速に対応できる体制を常時確保するため、岡山空港消防車両等維持管理要領により、毎日始業前に消防車両等の点検を行うこと。

また、日常整備に併せて、その性能を充分把握するとともに、正確な操作方法の習得や車両性能の維持に努めること。

イ) クラッシュホンは、運用時間前に毎日、クラッシュホンチェックを行い、異常がないことを確認すること。

ウ) 消火薬剤（泡沫用原液、粉末消火剤）は、随時点検を行い、その保全に努めるとともに、使用に際し支障のないよう取り扱うこと。

エ) 空港内に設置の消防水利施設及び消火栓は、随時点検を行い、その保全に努めるとともに、使用に際し支障のないよう取り扱うこと。

オ) 救急医療用資器材搬送車に搭載する医療用資器材は、医療用資器材保守点検簿（様式第3号）により、定期的に点検を行い、その保全に努めるとともに、使用に際し支障のないよう取り扱うこと。

(3) 服装及び貸与品

ア) 通常業務の際は、管理事務所が貸与するか、受託者が準備し管理事務所が使用を許可した制服、装着品を使用すること。

イ) 消火救難活動の際は、管理事務所が貸与した耐火服、防火服、装着品等を使用し、消火救難活動を行うこと。

ウ) 業務に必要な鍵は、管理事務所が貸与する。紛失した場合は、直ちに管理事務所に報告すること。

(4) 訓練

航空機災害発生等の緊急事態に備えるため、定期的に消防及び救難訓練を行い技術の向上に努めること。なお、訓練は、航空機の発着のない時間帯で計画的に実施すること。

ア) 放水訓練

水のみでの放水訓練は、毎月1回以上実施すること。

イ) 操法訓練

実地訓練は、最低週1回実施し、机上訓練は、随時行うこと。

ウ) その他の訓練

管理事務所が必要と認め指示した時に行うこと。

エ) 消火救難訓練の企画立案

管理事務所と消火救難訓練の企画立案を行うこと。

(5) 業務計画及び報告

ア) 業務計画

消防隊長は、岡山空港消防業務月間業務計画書(様式第4号)に消防業務実施計画書(様式第5号)を添付して前月25日までに管理事務所に提出すること。

なお、計画を変更する場合は、事前に管理事務所に報告すること。

イ) 結果報告

消防隊長は、業務実施結果を岡山空港消防業務月間業務報告書(様式第6号)に消防業務実施結果報告書(様式第7号)を添付して翌月の5日までに管理事務所に提出すること。

ウ) 出動報告

従事責任者は、緊急出動等があった場合には、出動内容を緊急出動報告書(様式第8号)に記録し、出動完了後に管理事務所に提出すること。

エ) 業務日誌

従事責任者は、当日の勤務状況及び出動状況並びに車両の管理に関する項目について消防業務日誌(様式第9号)に記録し、管理事務所に提出すること。

8 警務業務

(1) 巡回点検

ア) 定期的に場内パトロールを実施し、侵入者又は法令に違反する無人航空機の飛行等の発見、ゲートの締切確認及び場周柵等空港施設の点検を行うこと。また、各ゲートの使用に際して障害となる物を発見した場合は、排除すること。なお、点検では、施設点検に併せて制限表面の上に出る高さの建造物、植物、その他の物件の有無を確認すること。

イ) 施設点検箇所及び経路

① 点検箇所は、場周道路等から確認できる場周柵、ゲート、場周道路施設、排水施設、法面及びその他空港施設とし、警務業務報告書(様式第10号)及び場内パトロール点検箇所・点検経路図(別添資料2②)「以下「点検経路図」という。」の赤線の経路で確認可能な物件とする。

② 場内パトロールの実施経路は、点検経路図に示す車両通行帯、場周道路及び管理用道路とする。

なお、経路は、管理事務所の指示で変更することがある。

ウ) 点検時間帯及び回数

巡回点検は、極力航空機の発着のない時間帯で行うこととし、毎日5回行うこと。

点検時間は、別途指示するが、航空機の運航状況又は運航時刻の変更等に合わせ随時変更できるものとする。

エ) 点検報告

業務従事者は、不法侵入者、法令等に違反する無人航空機の飛行等及び施設の破損等、緊急を要する事態を発見した場合は、適切に対処するとともに、直ちに管理事務所に報告すること。

また、従事責任者は、当日の点検結果及び異常対応の状況について、警務業務報告書（様式第10号）に記録し、管理事務所に提出すること。

（2）早朝巡回点検

ア) 巡回点検とは別に、毎日午前6時30分から点検経路図に示す経路を点検すること。

①岡山空港運用開始時間（午前7時00分）までに点検経路図の保安道路（青線）の点検を終了し、場周道路（赤線）に進むこと。

②①以外については、前項（1）巡回点検に準じて行うこと。

イ) 点検時間は、6時30分から午前7時30分の間で行うこと。

ウ) 点検経路図の保安道路（青線）の点検終了後は、その結果をその他の業務開始時の点検結果と併せて速やかに管理事務所に報告すること。また、警務業務報告書（様式第10号）に記録し、翌日、管理事務所に提出すること。

（3）航空機移動区域点検

ア) 航空機移動区域上の落下物（オイル類等液体を含む。）の有無を確認すること。

イ) 点検方法

航空機移動区域点検の実施経路は、航空機移動区域・点検経路図（別添資料2③）に示す経路とする。

ウ) 点検時間

概ね次の時間帯で毎日行い、点検開始時間は、大阪航空局岡山空港出張所航空管制官（以下「航空管制官」という。）が指示した時間を、毎日、管理事務所が伝える。

14:00～15:30

なお、点検時間は、航空機の運航状況又は運航時刻の変更にあわせて随時変更できるものとする。

エ) 点検報告

点検終了後、速やかに航空管制官に点検終了を無線報告すること。また、航空機移動区域外に退避後、管理事務所に点検終了と点検結果を無線報告すること。

（4）安全監視及び誘導

ア) 取材、視察、見学等で制限区域内の立入許可を受けた者に対して、管理事務所から要請があった場合は、安全監視及び誘導を行うこと。

イ) 迅速かつ的確に行えるよう、管理事務所と事前に十分な調整を行うこと。

ウ) その他、管理事務所が必要と認め、指示した事項を実施すること。

9 その他

（1）業務の実施にあたっては、場内点検時等の連絡体制（別添資料3）に従い、航空管制官及び管理事務所との連絡を密にすること。

- (2) 管理事務所から空港の滑走路、誘導路等の除雪作業の応援要請があったときは、対応可能な人員で除雪作業を応援すること。
- (3) 航空機又は旅客の安全に危険を及ぼすおそれ強いときは、管理事務所の指示により、消防車両等の放水等により不法行為の阻止に努めること。

車 両 日 常 整 備 記 録 簿

車両名称	
車名	
形式・形状	
年式	
登録番号	

整備管理者	責任者	担当者

自 年 月 日 ~ 至 年 月 日

点検箇所	点検内容	日	日	日	日	日	日
ハンドル	1 遊び・ゆるみ・がた						
	2 振り・取られ・重い						
ブレーキ	3 ペダルの踏みしろ・引きしろ						
	4 きき具合・片きき						
	5 空気圧の上がり具合						
	6 バルブからの排気音						
	7 ブレーキ・チャンバーのストローク						
タイヤ	8 空気圧						
	9 亀裂・損傷・異常な磨耗						
	10 溝の深さ・異物						
バッテリー	11 液量						
	12 取り付け状況						
シヤシ	13 破損						
原 動 機	14 排気						
	15 冷却水						
	16 ファンベルト						
	17 オイル						
	18 かかり具合・異音						
燃料装置	19 量・もれ						
灯火装置・	20 作用						
方向指示器	21 汚れ・破損						
ワイパー	22 作用						
	デフロスタ	23 洗淨液量					
後写鏡・反射鏡	24 写影						
計 器	25 作用						
無線装置	26 作用						
装 備 品	27 状態・積載装置の具合						
そ の 他	28 運行において異常が無いか						
エア・タンク	29 凝水						
	30 空気圧力						
ポンプ装置	31 作用						
	32 オイル						
	33 かかり具合・異音						
ターレット	34 作用						
ハンドライン	35 収納状況						
自衛ノズル	36 開閉バルブ・スロットルレバー						
レバー・コック	37 作用						
バルブ・スイッチ	38 適正位置						
吸水・排水管路	39 漏水						
	40 ドレン排水						
生産用水	41 泡生産用水						
消 火 薬 剤	42 消火薬剤(主・補助)						
連結装置及び ジャックナイフ防止装置	43 作用						
点検時キロ数 (Km)							
点 検 者							
特記事項	日						
	日						

医療用資器材保守点検簿

年

隊長
確認者

	品名	メーカー	規格	装備数	隊長確認者			
					/	/	/	/
赤色								
黄色								
青色								
緑色								

備考 赤色 1ヶ月 黄色 3ヶ月 青色 6ヶ月 緑色 12ヶ月 ○:異常なし ◊:該当なし ×:異常あり

岡山空港消防業務月間業務計画書

月分

日	曜	業 務 計 画	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

岡山空港消防業務月間業務報告書

月分

日	曜	点 検 等	訓 練 等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

緊急出動報告書

出動区分	第 種	覚知時刻	令和 年 月 日 時 分
覚知方法			受報者
出動時刻	時 分	帰所時刻	時 分
出動場所			
出動事由			
活動状況	時 刻	活 動 内 容	
出動状況	車 両 別	隊 員 別	
	大型化学消防車 1		
	大型化学消防車 2		
	大型化学消防車 3		
	普通消防ポンプ車		
	救急医療用搬送車		
	救 難 車		
	点 検 車		
そ の 他			

消 防 業 務 日 誌

日時：令和 年 月 日 () (天候 /) 報告者(責任者) _____

作業・訓練時間	作業・訓練内容(具体的に記入)		従事者名
本日の作業・訓練	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
明日の予定等	～		/
	～		
	～		
	～		
	～		

出動概要：

車両運行管理記録

車 両	運行時間	用 務	走行キロ	給油量	始動確認・整備点検内容(注)
	～		キロ	リットル	
	～		キロ	リットル	
	～		キロ	リットル	
	～		キロ	リットル	
	～		キロ	リットル	

備 考 欄

無線機、クラッシュホン、放送設備、回転灯の異常(有・無)、消防車両走行時の異常(有・無)
 ※異常がある時は、異常の内容及び対応状況を記載

勤 務 者

注：レスポンスタイムを計測した時は記入すること。

警 務 業 務 報 告 書

令和 年 月 日 曜日 (天候)

報告者 _____

場周巡回						
巡回回数	早朝点検	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
巡回開始時間	:	:	:	:	:	:
巡回終了時間	:	:	:	:	:	:
巡回者						
侵入者・不審者	<input type="checkbox"/>					
施錠確認	1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/>					
	3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/>					
	5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/>					
	7号 <input type="checkbox"/> 8号 <input type="checkbox"/>					
	9号 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/>					
場周柵	<input type="checkbox"/>					
場周道路施設	<input type="checkbox"/>					
排水施設	<input type="checkbox"/>					
法面	<input type="checkbox"/>					
その他施設	<input type="checkbox"/>					
障害物件	<input type="checkbox"/>					
皿型水路	<input type="checkbox"/>					
異常対応及び施設破損等の状況						

車両点検整備記録 (整備、修理の必要状況等を記録)	
車 両	内 容

消 防 業 務 処 理 基 準

1 出動の基準

- (1) 消防車両の出動又は待機は、第1種出動（待機）、第2種出動（危険発生）及び第3種出動（事故発生）とし、消火救難業務に必要な出動車両を待機又は出動させるものとする。
- (2) 出動所要時間は、次の基準を満たすものとする。
- ア 滑走路のいかなる場所にも最適な視程及び路面状態において、2分を超えないことを目標とし、3分を超えない出動所要時間を達成する。
 - イ 航空機移動区域（誘導路、エプロン）のいかなる場所にも最適な視程及び路面状態において、3分を超えない出動所要時間を達成することに努める。
 - ウ 出動所要時間は、消防車両の出動指令が発出されてから事故現場に到着し、所要の泡の放射量の少なくとも50%を有する消防車両が主泡消火薬剤の泡を放射できる位置に至るまでの時間とする。
 - エ 空港区分で定められた消火薬剤の配送に必要な最初の出動車両以外の車両は、4分以内に到着し、連続した消火活動を継続する。
 - オ 最適な視程及び路面状態とは、昼間における良好な視程が確保され、走行経路上に水、氷又は雪などの障害がなく、かつ、走行経路上に降水がないことをいう。
 - カ 最適な視程及び路面状態でない状況下において、可能な限り出動所要時間を達成するため、消防車両をあらかじめ定められた地点で待機する。

(3) 出動区分ごとの出動基準等は、別表のとおり。

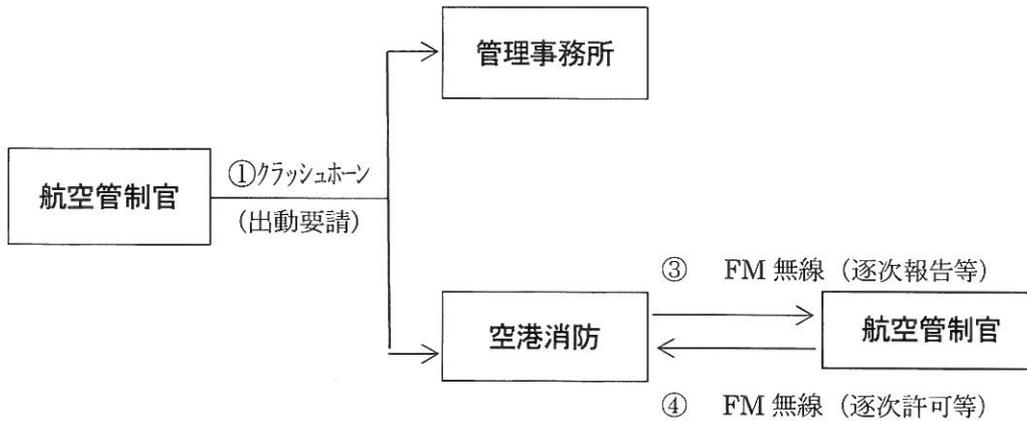
2 通報経路

消防車両出動要請等の連絡体制は、次のとおり。

(1) 第1種出動（待機）



(2) 第2種及び第3種出動



(3) 出動（待機を含む）開始以降の連絡は、FM無線（空港管理業務用無線）により行う。

3 訓練

(1) 運用時間内の訓練は、前日までに制限区域内作業予定日報を大阪航空局岡山空港出張所に提出し、訓練開始時と終了時に管理事務所に連絡する。

(2) 消防庁舎以外の訓練実施場所は、原則として、別図によることとし、航空機離着陸が07方向の場合は25側、25方向の場合は07側で行う。

(3) 大型化学消防車の給水は、原則として、No.13貯水槽で行う。

(4) 上記以外で訓練を実施する場合は、事前に管理事務所と協議すること。

区分	出 動 事 由	出 動 の 態 様
第一種出動（待機）	1 航空管制官から待機要請を受けた場合	消防車庫前で待機
	2 空港において火災発生のおそれがある場合	
	3 空港周辺において火災が発生し、管理事務所が空港に影響があると認めた場合	
	4 空港における地上視程又は滑走路視距離(RVR)が1,200m以下に低下した場合	
	5 その他管理事務所が必要と認めた場合	
第二種出動（危険発生）	1 航空管制官から航空機に関し、重大な故障等緊急事態発生等の旨の通報を受けた場合	R/W07方向で着陸する場合はT-1(A地点)、R/W25方向で着陸する場合はT-7(B地点)の保安道路の後方で待機し、航空機の着陸後、直ちに追尾を行う。 なお、滑走路への進入は、航空管制官の許可又は情報を得て行う。
	2 その他管理事務所が必要と認めた場合	必要に応じて現場に出動
第三種出動（事故発生）	1 空港において航空機事故が発生した場合	事故現場に出動
	2 空港周辺において航空機事故が発生した場合又は空港及びその周辺において建物火災等が発生した場合	必要に応じて事故現場に出動

*事故発生時には別添『航空機火災の対応』に基づいて対応すること。

(消防業務処理基準別添)

航空機火災の対応

（航空局作成 『空港等における消火救難体制の整備基準』から抜粋）

1. 航空機火災の消火原則

航空機火災の消火にあたっては、火勢の抑制を達成するため、原則として、消防車両が火災発生現場到着時の初期段階に一気に大量の泡沫放射を行うものとする。

また、直接泡沫放射ができない場合は、粉末消火薬剤を火災の状況に応じて使用するものとする。

2. 消防戦術

（1）消防車両の位置選定

航空機事故発生現場における消防車両の位置選定は、以下に示す事項を考慮の上、行うものとする。

- ① 火災区域（火災発生のおそれがある区域を含む。）全般を見渡せる場所に部署すること。
- ② 地形の傾斜等により漏洩した航空燃料が消防車両に危険を及ぼさない位置に部署すること。
- ③ 火災による火煙等の影響を受けないよう、可能な限り火災現場の風上に部署すること。
- ④ 火災状況の変化に応じて迅速に移動できる位置に部署すること。
- ⑤ 緊急脱出スライドの展開及び脱出経路等を考慮した位置に部署すること。
- ⑥ 他の消防車両の消火救難活動を考慮した位置に部署するものとする。

（2）泡沫放射による消火

航空機事故発生現場の状況に応じ、事故航空機及びその周辺を泡沫で被覆することにより、火災の拡大を防止し、又は火災発生を未然に防止し、搭乗者の脱出経路を確保するなど、所要の措置を講じるものとする。

なお、泡沫放射による消火は、以下に示す事項を基に実施するものとする。

- ① 泡沫放射は、火災の態様に応じ、棒状放射又は扇状放射のいずれかによるものとする。
- ② 消防車両の泡沫放射の射程を考慮した位置に部署し、非常脱出口等の確保を目標にして胴体に沿った泡沫放射により火勢を制圧するものとする。
- ③ 非常脱出口からの避難者を火災から防護するため、脱出経路が確保できるよう泡沫放射を行うものとする。
- ④ 主翼の燃料タンク火災から胴体部分を防護するため、最初に胴体と主翼の取付部分に泡沫放射し、順次翼端側に向けて泡沫放射するものとする。
- ⑤ 既に消防車両から泡沫放射された泡膜被覆の効果を低下させることのないよう、放射方法に注意して火災制圧にあたるものとする。

（3）稼働中の発動機に対する危険予防措置

稼働中の発動機に対する危険予防のため、プロペラ機の場合は、その旋回範囲内、ターボジェット機の場合は、その空気取り入れ口の前方及び側面に対して10m、排気口の後方最大50mの範囲内に立ち入らないよう注意するものとする。

(4) 航空機機体後部にタービン発動機がある場合の注意

航空機機体後部又は垂直尾翼にタービン発動機が装備されている航空機火災の場合、高所からの航空機燃料漏洩等による火災の危険を避けるため、発動機直下には接近しないものとする。

(5) 車輪故障航空機に対する措置

車輪故障が発生した場合（タイヤの破損又はそのおそれのある場合を含む。）は、常に航空機が向きを変える可能性があり、消防車両に衝突する危険性があることから、消防車両を滑走路の接地点付近に配置し、航空機接地後に追尾することが望ましいが、滑走路（追尾経路）の飛散物等の状況の変化に応じて適切な措置を講じるものとする。

3. 火災の種類別消火要領

(1) 制動装置過熱

制動装置が過熱状態にある場合、通常は消火しなくても自然と冷却されるものであるが、消火を行う場合は、水噴霧又は間接的な棒状注水を行うものとする。

また、熱はブレーキから車輪へと伝達されるため、車輪付近に放射するものとする。

(2) 車輪火災

① 過熱した車輪を消火する場合、空港消防隊員は、細心の注意を払いながら車輪の前方又は後方から45度の角度で接近するものとし、車軸線の横方向から接近してはならない。

② 車輪の消火に際しては、タイヤの急激な冷却によりタイヤの爆発を招くことのないよう十分注意し、消火には粉末消火薬剤を用いるものとする。

また、タイヤから空気が抜けた後は、その後の爆発の心配がないので、いかなる消火薬剤も安全に使用することができる。

(3) エンジン火災

① タービンエンジンの燃焼室内火災は、排気口から十分離れた位置に消防車を待機させ、噴出される火災から可燃物を防護すること。

② タービンエンジン付近の機体構造部分を冷却する場合は、泡噴霧又は水噴霧により行うべきであるが、タービンエンジンの吸入口又は排気口の中については、燃焼の危険がない限り泡消火薬剤を使用するべきではない。

③ エンジン（ピストン・タービン）内部のナセル内で火災が発生した場合、航空機の消火装置で鎮圧できるとされているが、消火できない場合は、粉末消火薬剤が効果的であるが、エンジンに更なる損傷を与えるため注意が必要である。

④ プロペラには、たとえ静止している場合でも絶対に触れてはならない。

(4) チタン火災

一部のエンジンにはチタン製の部品が使用されており、発火した場合は、いずれの消火剤を使用しても消火不可能なので、状況に応じエンジン付近の機体部分を泡噴霧又は水噴霧による冷却保全に努め、チタンの燃え尽きるのを待つものとする。

(5) 航空機燃料の漏洩

航空機から燃料が漏洩している場合は、その全表面を泡消火薬剤で被覆し、引火による火災を防止するものとする。

(6) その他

航空機燃料、作動油等に触れ又はそれを身体に浴びた空港消防職員は、できる限り速やかに石鹼による洗浄、衣服の取替え等を行うものとする。